

旧	新
マネージドゲート2 サービス利用規約 マネージドゲート2 サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するサービス「マネージドゲート2」（以下「本サービス」といいます。）に適用されます。なお、当社が本規約を変更しようとするときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、1 ヶ月以上前に本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）に対して告知するものとします。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する<u>ような内容である場合</u>、当社は直ちに本規約を変更することが<u>できるものとします</u>。 第1章 総則 第1条（本サービスの内容） 1.本サービスの内容は、<u>プランごとにそれぞれ</u>次の各号のとおりとします。 (1)ネットワークプラン：<u>当社が、契約者に対してインターネット接続、VPN 等による通信の提供を行うものです</u>。なお、ネットワークプランは、当社が、<u>当社の提携する電気通信事業者が提供する</u>各種サービスを<u>利用して、OEM サービスとして企画し、</u>契約者に提供する<u>もの</u>です。ネットワークプランは、サービス内容により「ネットワークプラン Type-I」と「ネットワークプラン Type-Y」に区分されます。 (2)セキュリティプラン：<u>当社が、契約者に対してファイアーウォール等による通信セキュリティ対策を提供するもの</u>です。なお、セキュリティプランには、通信の提供は含まれません。 2.当社は、本サービスの利用に必要な通信機器（以下「対象機器」といいます。）を次の各号の方法<u>により</u>契約者に提供します。	マネージドゲート2 サービス利用規約 マネージドゲート2 サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するサービス「マネージドゲート2」（以下「本サービス」といいます。）に適用されます。なお、当社が本規約を変更するときは、当社のホームページに掲載する等の方法により、1 <u>カ</u>月以上前に本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）に対して告知します。ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は契約者の一般の利益に適合する内容<u>のときは</u>、当社は直ちに本規約を変更することが<u>できます</u>。 第1章 総則 第1条（本サービスの内容） 1.<u>プランごとの</u>本サービスの内容は、次の各号のとおりとします。 (1)<u>「ネットワークプラン」とは、</u>当社が、契約者に対してインターネット接続、VPN 等による通信の提供を<u>するプランをいいます</u>。なお、ネットワークプランは、当社が、<u>提携先の</u>電気通信事業者<u>から</u>各種<u>通信</u>サービスの<u>提供を受けて、当社のブランド名で</u>契約者に提供する <u>OEM サービス</u>です。ネットワークプランは、サービス内容により「ネットワークプラン Type-I」と「ネットワークプラン Type-Y」に区分されます。 (2)<u>「セキュリティプラン」とは、</u>当社が、契約者に対して <u>UTM</u> 等による通信セキュリティ対策を提供する<u>プラン</u>です。なお、セキュリティプランには、通信の提供は含まれません。 2.当社は、本サービスの利用に必要な通信機器（以下「対象機器」といいます。）を次の各号の方法<u>で</u>契約者に提供します。

旧	新
(1)ネットワークプラン Type-I：当社は、ネットワークプラン Type-I の対象機器を契約者に<u>売り渡します。なお、ネットワークプラン Type-I の対象機器の売買価格は、第 8 条（料金等の請求時期及び支払期日）に規定されるとおり、申込書に定める初期費用に含まれるものとします。</u> (2)ネットワークプラン Type-Y：当社は、ネットワークプラン Type-Y の対象機器を契約者に貸与<u>します。</u> (3)セキュリティプラン：当社は、セキュリティプランの対象機器を契約者に貸与<u>します。</u> <u>3</u> .当社は、ネットワークプラン及びセキュリティプラン共通のサービスとして、次の各号の業務を実施します。 <u>4</u>.前項第 1 号の電話受付時間は、次の各号のとおりとします。 <u>5</u>.当社は、第 3 項第 3 号の障害検知に関連して、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の 9 時から 18 時までの間に発生した障害に限り、<u>電話にて契約者に対して</u>障害が発生したことを通知します。ただし、対象時間内であっても、当社が障害発生認識後速やかに復旧した<u>ものの、NTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害発生時等、電話通知できない場合があるものとします。</u> <u>6</u>.前各項以外の業務は、本サービスの対象外とします。契約者は、障害時以外の対象機器の設定変更等、本サービス対象外の業務の提供を希望する場合、都度別途見積りにより、当該業務の提供に係る追加費用を当社に支払うものとします。 第 2 条（契約の成立）	(1)ネットワークプラン Type-I：当社は、ネットワークプラン Type-I の対象機器を契約者に<u>売り渡し、契約者は対象機器を買い受けます。</u> (2)ネットワークプラン Type-Y：当社は、ネットワークプラン Type-Y の対象機器を契約者に貸与<u>し、契約者は対象機器を借り受けます。</u> (3)セキュリティプラン：当社は、セキュリティプランの対象機器を契約者に貸与<u>し、契約者は対象機器を借り受けます。</u> <u>3.ネットワークプラン Type-Y の対象機器及びセキュリティプランの対象機器は当社がオリックス・レンテック株式会社（以下「オリックス・レンテック」といいます。）から賃借しているものであり、オリックス・レンテックの所有物です。当社はオリックス・レンテックから転貸の許諾を得て、契約者に対象機器を転貸します。</u> <u>4</u>.当社は、ネットワークプラン及びセキュリティプラン共通のサービスとして、次の各号の業務を実施します。 <u>5</u>.前項第 1 号の電話受付時間は、次の各号のとおりとします。 <u>6</u>.当社は、第 3 項第 3 号の障害検知に関連して、電話による障害通知を希望した契約者に対して、平日の 9 時から 18 時までの間に発生した障害に限り、障害が発生したことを<u>契約者に電話で</u>通知します。ただし、対象時間内であっても、当社が障害発生認識後速やかに復旧した<u>とき、及びNTT、インターネットプロバイダその他の電気通信事業者の大規模障害が発生した時には、電話通知を行わない場合があります。</u> <u>7</u>.前各項以外の業務は、本サービスの対象外とします。契約者は、障害時以外の対象機器の設定変更等、本サービス対象外の業務の提供を希望する場合、都度別途見積りにより、当該業務の提供に係る追加費用を当社に支払うものとします。 第 2 条（契約の成立）

旧	新
1.本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を申し込む者は、当社所定の申込書を当社に提出<u>するものと</u>します。なお、本サービスがネットワークプラン Type-I のときは、契約者は、対象機器の購入と同時に本契約を申し込むものとし、原則として、購入後、事後的に本契約を申し込むことが<u>できないものとします</u>。 3.当社が、第 1 項の申込み<u>に対し承諾の意思表示を発したことをもって</u>、本契約<u>の成立と</u>します。	1.本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を申し込む者は、当社所定の申込書を当社に提出します。なお、本サービスがネットワークプラン Type-I のときは、契約者は、対象機器の購入と同時に本契約を申し込むものとし、原則として、購入後、事後的に本契約を申し込むことが<u>できません</u>。 3.当社が、第 1 項の申込み<u>を承諾したときに</u>、本契約<u>は</u>成立します。
第 3 条（本サービスの開通） 1.当社は、申込書に記載の場所にて本サービスを開通<u>させるものとします</u>。	第 3 条（本サービスの開通） 1.当社は、申込書に記載の場所にて本サービスを開通<u>させます</u>。
第 4 条（対象機器障害時の保守） 1.当社は、本サービスの障害切分けにより、対象機器の障害と判断した場合、次の各号の保守作業を実施<u>するものと</u>します。 4.次の各号に掲げる場合は、本サービスによる保守作業の対象<u>にならないもの</u><u>の</u>とします。契約者は、これらの場合において保守作業の提供を受けようとするときは、別途見積りにより当社に追加費用を支払うものとします。	第 4 条（対象機器障害時の保守） 1.当社は、本サービスの障害切分けにより、対象機器の障害と判断した場合、次の各号の保守作業を実施します。 4.次の各号に掲げる場合は、本サービスによる保守作業の対象<u>外</u>とします。契約者は、これらの場合において保守作業の提供を受けようとするときは、別途見積りにより当社に追加費用を支払うものとします。
第 7 条（対象機器の取扱い） 1.契約者は、対象機器を使用するにあたり、次の各号を遵守<u>するものと</u>します。	第 7 条（対象機器の取扱い） 1.契約者は、対象機器を使用するにあたり、次の各号を遵守します。
第 8 条（料金等の請求時期及び支払期日） 2.対象機器の提供に係る代金は、次の各号のとおりとします。 (1)ネットワークプラン Type-I の対象機器の売買代金は、初期費用に含まれるものとし、対象機器の所有権は、初期費用の完済と同時に当社から契約者に移転<u>するものと</u>します。 (2)ネットワークプラン Type-Y の対象機器のレンタル代金は、月額費用に<u>含まれるものとします</u>。 (3)セキュリティプランの対象機器のレンタル代金は、月額費用に<u>含まれるものとします</u>。	第 8 条（料金等の請求時期及び支払期日） 2.対象機器の提供に係る代金は、次の各号のとおりとします。 (1)ネットワークプラン Type-I の対象機器の売買代金は、初期費用に含まれるものとし、対象機器の所有権は、初期費用の完済と同時に当社から契約者に移転します。 (2)ネットワークプラン Type-Y の対象機器のレンタル代金は、月額費用に<u>含まれます</u>。 (3)セキュリティプランの対象機器のレンタル代金は、月額費用に<u>含まれます</u>。

旧	新
7.当社は、経済情勢の変化、物価変動、天災地変、又は法令の制定若しくは改正等その他著しい状況の変化があった場合には、3 <u>ヶ</u>月以上前に当社のホームページに掲載する等の方法により契約者に対して事前に告知<u>を行う</u>ことで月額費用を変更することができ<u>るものとします</u>。 8.契約者が本サービスを利用していない期間中も、月額費用は課金<u>されるものとします</u>。 第9条（違約金等） 3.契約者は、<u>第1条第5項、第4条第3項、第4条第4項、第4条第5項、第7条第2項又は第8条第10項に基づき</u>、別途追加費用を負担することを約して当社に申し込んだ保守作業について、作業予定日の確定後は、作業日の変更又は作業の中止（以下総称して「日程変更等」といいます。）をすることが<u>できないものとします</u>。 5.前項の規定にかかわらず、日程変更等によって、前項の違約金を超過する損害が発生した場合、当社は、当該超過部分相当の損害賠償を契約者に請求することが<u>できるものとします</u>。	7.当社は、経済情勢の変化、物価変動、天災地変、又は法令の制定若しくは改正等その他著しい状況の変化があった場合には、3 <u>ヵ</u>月以上前に当社のホームページに掲載する等の方法により契約者に対して事前に告知<u>する</u>ことで月額費用を変更することができます。 8.契約者が本サービスを利用していない期間中も、月額費用は課金<u>されます</u>。 第9条（違約金等） 3.契約者は、別途追加費用を負担することを約して当社に申し込んだ保守作業について、<u>原則として</u>、作業予定日の確定後に作業日の変更又は作業の中止（以下総称して「日程変更等」といいます。）をすることが<u>できません</u>。 5.前項の規定にかかわらず、日程変更等によって、前項の違約金を超過する損害が発生した場合、当社は、当該超過部分相当の損害賠償を契約者に請求することが<u>できます</u>。
第2章 <u>ネットワークプラン</u>に関する特約 第13条（個人契約者の初期契約解除制度） 1.契約者が個人である場合において、本サービスのうちネットワークプランは、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象役務です。<u>初期契約解除制度は、個人に限り利用することができます。契約者が法人である</u>場合は、同法の規定により、初期契約解除制度は適用されません。	第2章 <u>各プラン</u>に関する特約 第13条（個人契約者の初期契約解除制度） 1.契約者が個人である場合において、本サービスのうちネットワークプランは、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象役務です。<u>本契約が電気通信事業法に定める法人契約に該当する</u>場合は、同法の規定により、初期契約解除制度は適用されません。

旧	新
2.初期契約解除制度の適用対象である<u>個人</u>の契約者（以下「<u>個人契約者</u>」といいます。）は、<u>自己の都合のみによる場合であっても、電気通信事業法第26条の2第1項に定める書面（以下「契約書面」といいます。）</u>の受領日から起算して8日以内に、書面により申し出ることにより、<u>本契約のうちネットワークプランに係る部分（以下「ネットワーク契約部分」といいます。）</u>を解除することが<u>できるものとします。</u> 初期契約解除書面の例： https://www.startia.co.jp/documents/nws/managed2/kaijo.pdf 3.万が一、<u>個人</u>契約者が当社より初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社より改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内に、前項の手続きを行うことにより、<u>ネットワーク契約部分</u>を解除することが<u>できるものとします。</u> 4.本条に基づく<u>ネットワーク契約部分</u>の解除は、<u>個人</u>契約者が書面で解除通知を当社に発送したときに効力を生じます。 5.<u>個人</u>契約者が本条に基づき<u>ネットワーク契約部分</u>を解除した場合は、<u>第9条（違約金）第1項の違約金は発生しません。ただし、この場合においても、個人契約者は、次の各号を当社に支払うものとします。</u> (1)課金開始日から<u>ネットワーク契約部分</u>の終了日までの日割料金 (2)<u>機器送料・設置費</u> (3)事務手数料	2.<u>本サービスの</u>初期契約解除制度の適用対象の契約者（以下「<u>対象契約者</u>」といいます）は、契約書面の受領日から起算して8日以内に、書面により申し出ること<u>で、ネットワークプランの</u>契約を解除することが<u>できます。</u> 初期契約解除書面の例： https://www.startia.co.jp/documents/agreement/kaijo_dynamic.pdf 3.万が一、<u>対象</u>契約者が当社から初期契約解除制度に関して不実のことを告げられ、その内容が事実であると誤認したときは、前項の期間内に初期契約解除を行わなかった場合であっても、当社から改めて初期契約解除できる旨記載された契約書面を受領した日から起算して8日以内に、前項の手続きを行うことにより、<u>ネットワークプランの</u>契約を解除することが<u>できます。</u> 4.本条に基づく<u>ネットワークプランの</u>契約の<u>初期契約</u>解除は、<u>対象</u>契約者が書面で解除通知を当社に発送したときに効力を生じます。 5.<u>対象</u>契約者が本条に基づき<u>ネットワークプランの</u>契約の<u>初期契約</u>解除をした場合は、次の各号を当社に支払うものとします。 (1)課金開始日から<u>本契約</u>の終了日までの日割料金 (2)<u>工事費</u> (3)事務手数料

旧	新
6.<u>個人契約者が、初期契約解除制度に基づいてネットワーク契約部分を解除した場合、本契約に基づいて既に当社に支払ったネットワークプランの料金から、前項各号の対価を差し引いた金員につき、当社より返還を受けることができるものとします。</u> 7.<u>個人契約者は、ネットワーク契約部分の初期契約解除を理由に、本契約のうちセキュリティプランに係る部分を解除することはできません。</u> 第14条（ネットワークプラン Type-I 対象機器本契約終了後の取扱い） <u>契約者は、本契約の終了後に、ネットワークプラン Type-I の対象機器を自己の責任により適切に処分するものとします。</u> 第15条（ネットワークプラン Type-Y 対象機器本契約終了後の取扱い） 1.<u>契約者は、本契約終了後速やかに、ネットワークプラン Type-Y の対象機器を当社に返却するものとします。</u> 2.<u>契約者は、前項の返却に必要な送料を負担するものとします。</u> 3.<u>契約者が前項に従って対象機器を返却しない場合、当社は、相当期間を定めた催告をするものとします。契約者が当該期間内に対象機器を返却しないときは、契約者は、当社が対象機器を取得した時の価格にて当社より買い取るものとします。この場合、契約者は、当社からの請求にもとづき、対象機器の取得時の価格を当社の指定する期日までに支払うものとします。</u>	6.<u>対象契約者が第9条第1項に基づいて、既に当社にネットワークプランの違約金を支払い済みの場合は、当社から当該違約金の返金を受けることができます。</u> 7.<u>セキュリティプランは、初期契約解除制度の対象外です。契約者は、セキュリティプランについて初期契約解除制度を利用することができません。</u>
第16条（通信の秘密） 第3章 セキュリティプランに関する特約 第17条（セキュリティプラン対象機器本契約終了後の取扱い） 1.契約者は、本契約終了後速やかに、<u>セキュリティプラン</u>の対象機器を当社に返却するものとします。	第14条（通信の秘密） 第15条（貸与された対象機器の返却等） 1.<u>ネットワークプラン Type-Y の契約者及びセキュリティプランの契約者は、本契約終了後速やかに、当社から貸与された対象機器を当社に返却するものとします。対象機器の送料は、契約者の負担とします。</u>

旧	新
2.<u>契約者は、前項の返却に必要な送料を負担するもの</u>とします。 3.<u>契約者が前項に従って対象機器を返却しない場合、当社は、相当期間を定めた催告をするもの</u>とします。<u>契約者が当該期間内に対象機器を返却しないときは、</u> <u>契約者は、当社が対象機器を取得した時の価格にて当社より買い取るものとします。この場合、契約者は、当社からの請求にもとづき、対象機器の取得時の価格を当社の指定する期日までに支払うものとします。</u>	2.<u>以下の各号のいずれかに該当するときは、当社がオリックス・レンテックに対して追加で負担することとなった実費相当額を当社に支払うもの</u>とします。 (1) <u>契約者が本契約の終了後に当社から相当の期間を定めた催告を受けても、なお、当社から貸与された対象機器を返却しないとき</u> (2) <u>契約者が当社から貸与された対象機器を滅失又は毀損したとき</u>
第 4 章 一般規定 第 18 条（権利義務の譲渡等） 契約者は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。 第 19 条（機密保持） 3.第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外<u>するもの</u>とします。	第 3 章 一般規定 第 16 条（権利義務の譲渡等） 契約者<u>及び当社</u>は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。 第 17 条（再委託） <u>1.当社は本サービスに関する業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。</u> <u>2.当社は、再委託先に対して、本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すことで、本サービスの提供に必要な情報を再委託先に開示することができます。</u> <u>3.再委託先の責めに帰すべき事由により本サービスの提供に関連して契約者が損害を被った場合、当社は本契約で定める損害賠償責任を契約者に対して負うものとします。</u> 第 18 条（機密保持） 3.第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外します。

旧	新
5.契約者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは相手方に返却<u>しなければならない</u>ものとします 第 20 条（電気通信設備の保守等のための一時停止） 当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は事前の通知<u>を要しないもの</u>とします。 第 21 条（利用の停止） 第 22 条（対象機器の切替） 1.当社は、対象機器について、耐用年数の経過、メーカーによる部品交換等のサポートの終了等の理由により、適切な品質での本サービスの継続提供が困難であると判断したときは、契約者に対して、相当の期間を定めて、対象機器から後継機種等への契約の切替えを求めることが<u>できるものとします</u>。	5.契約者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄、もしくは相手方に返却<u>する</u>ものとします 第 19 条（電気通信設備の保守等のための一時停止） 当社は、次に掲げる事由があるときは、事前に契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することがあります。ただし、緊急かつやむを得ない場合は事前の通知<u>は不要</u>とします。 第 20 条（利用の停止） 第 21 条（対象機器の切替） 1.当社は、対象機器について、耐用年数の経過、メーカーによる部品交換等のサポートの終了等の理由により、適切な品質での本サービスの継続提供が困難であると判断したときは、契約者に対して、相当の期間を定めて、対象機器から後継機種等への契約の切替えを求めることが<u>できます</u>。

旧	新
2. 前項の規定にかかわらず、期日までに契約者による後継機種等への契約の切替えが実施されない場合、当社は、本契約を終了させるとともに、<u>第 14 条（ネットワークプラン Type-Y 対象機器本契約終了後の取扱い）及び第 16 条（セキュリティプラン対象機器本契約終了後の取扱い）</u>の規定に基づき、対象機器の<u>返還</u>を求めることが<u>できるものとします</u>。 3. 前項の規定に基づき当社が本契約を終了した場合、第 9 条（違約金等）第 1 項の規定は適用されず、違約金は発生<u>しないものとします</u>。 第 23 条（本サービスの廃止） 当社は 3 <u>ヶ</u>月前までに、書面にて契約者に通知することにより本サービスの全部又は一部を終了させることが<u>できるものとします</u>。	2. 前項の規定にかかわらず、期日までに契約者による後継機種等への契約の切替えが実施されない場合、当社は、本契約を終了させるとともに、<u>第 15 条（貸与された対象機器の返却等）</u>の規定に基づき、対象機器の<u>返却</u>を求めることが<u>できます</u>。 3. 前項の規定に基づき当社が本契約を終了した場合、第 9 条（違約金等）第 1 項の規定は適用されず、違約金は発生<u>しません</u>。 第 22 条（本サービスの廃止） 当社は 3 <u>カ</u>月前までに、書面にて契約者に通知することにより本サービスの全部又は一部を終了させることが<u>できます</u>。 第 23 条（免責） <u>1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</u> <u>2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供するよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</u> <u>3. 契約者が第 5 条（サービス利用のための必要事項）に反し本サービス又は対象機器を利用したことにより、契約者又は第三者が損害を被ったとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。</u> <u>4.当社が第 19 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第 22 条（本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</u> <u>5.当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</u>

旧	新
第 24 条（<u>契約の解除</u>） 1.当社は、<u>契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。</u> (1)<u>当社に対する債務の支払いを怠ったとき</u> (2) <u>監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</u> (3) <u>手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき</u> (4) <u>第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき</u> (5) <u>破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</u> (6) <u>解散の決議をしたとき</u> (7) <u>資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</u> (8)<u>違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき</u> (9)<u>本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき</u> (10)<u>当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき</u> (11)<u>第 25 条（反社会的勢力でないことの保証）に違反したとき</u> (12)<u>その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき</u>	第 24 条（<u>損害賠償責任</u>） 1.<u>契約者及び当社は、本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方が直接かつ実際に被った通常の損害に限られます。契約者及び当社は、間接損害、逸失利益、拡大損害、派生的損害及び特別の事情により生じた損害を相手方に賠償する責任を負わないものとします。</u> 2.<u>契約者及び当社が負担する損害賠償責任は、自らの故意又は重過失による場合もしくは本契約に別段の定めがある場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。</u> 第 25 条（<u>カスタマーハラスメントの禁止</u>） 1.<u>契約者は、当社への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってはならないものとします。</u> (1)<u>身体的な攻撃（暴行、傷害）</u> (2)<u>精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格を否定する発言）</u>

旧	新
2. 契約者又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。 3. 契約者は、前2項のいずれかに該当したときは、当社に対して負う債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを当社に弁済しなければならないものとします。 4. 本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げないものとします。	(3)威圧的な言動（威嚇行為） (4)土下座の要求など合理的理由のない謝罪要求 (5)継続的な言動または執拗な言動（繰り返しまたは執拗な電話連絡を含む） (6)拘束的な言動（不退去、居座り、監禁、同様の要求やクレームを繰り返すことによる長時間の拘束行為） (7)差別的な言動 (8)性的な言動、要求 (9)従業員個人に対する攻撃、要求（処罰の要求、プライベートの情報を探る行為を含む） (10)過剰なサービスの提供の要求（保証の範囲を超えた無償修理の要求や、合理的理由のない金銭補償の要求を含む） (11)SNS やインターネットでの誹謗中傷 (12)無許可での当社グループ関連施設内への立ち入り、録音、撮影 2.契約者が、前項の規定に違反したときは、当社は、商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応の一時停止又は中止をすることができます。当社が、本項の規定に基づいて、契約者への対応を一時停止又は中止したときは、当社は契約者に対して、債務不履行責任を負いません。 3.当社は、カスタマーハラスメントについて、警察及び弁護士などの外部機関と連携して厳正に対処します。

旧	新
第 25 条（反社会的勢力でないことの保証） 2. 契約者又は当社の方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが<u>できるものとします</u>。 4. 第 2 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を<u>行わないもの</u>とします。 第 26 条（免責） 1. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、<u>その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないもの</u>とします。	第 26 条（反社会的勢力の排除） 2. 契約者又は当社の方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することが<u>できます</u>。 4. 第 2 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を<u>することができません</u>。 第 27 条（契約の解除） 1. 当社は、契約者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、過去に遡及しません。 (1) <u>当社に対する債務の支払いを怠ったとき</u> (2) <u>監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</u> (3) <u>手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき</u> (4) <u>第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき</u> (5) <u>破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</u> (6) <u>解散の決議をしたとき</u> (7) <u>資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</u> (8) <u>違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき</u> (9) <u>本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき</u> (10) <u>当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき</u>

旧	新
2. <u>当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供 するよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品 質が得られることまでを保証するものではありません。</u> 3. <u>契約者が第 5 条（サービス利用のための必要事項）に反し本サービス又 は対象機器を利用したことにより、契約者又は第三者が損害を被ったと しても、当社は、一切の責任を負わないものとします。</u> 4. <u>当社が第 20 条（電気通信設備の保守等のための一時停止）乃至第 23 条 （本サービスの廃止）に基づき、本サービスの利用の中止、利用の停止 又は廃止したことにより、契約者が損害を被ったとしても、当社は一切 の責任を負わないものとします。</u> 5. <u>当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含み ますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切 の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</u> <u>第 27 条（損害賠償責任）</u> 1. <u>当社が本サービスに関連して負担する損害賠償責任は、発生原因の如何に</u>	<u>(11)第 25 条（カスタマーハラスメントの禁止）又は第 26 条（反社会的 勢力の排除）に違反したとき</u> <u>(12)その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断した とき</u> 2. <u>契約者又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなし た催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除す ることができます。</u> 3. <u>契約者は、前 2 項のいずれかに該当したときは、当社に対して負う債務に つき当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを当社に弁済しなければな らないものとします。</u>

旧	新
<u>かかわらず、契約者の直接かつ実際に被った通常の損害に限るものとします。</u> <u>2.当社の負担する損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合を除き本サービスの月額費用を上限とします。</u> <u>3.契約者が対象機器を紛失、破損又は滅失したときは、このことにより当社に実際に発生した損害を当社に賠償するものとします。</u> 第 28 条（残存条項） 第 9 条（違約金等）、第 <u>18 条（権利義務の譲渡等）</u>、第 <u>19 条（機密保持）</u>、<u>第 26 条（免責）</u>、第 <u>27 条（損害賠償責任）</u>、第 29 条（準拠法）及び第 30 条（管轄裁判所）は、本契約の終了後も有効に存続<u>するものと</u>します。 第 29 条（準拠法） 本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈<u>されるものとします</u>。 第 30 条（管轄裁判所） 本契約 <u>又は本規約</u>に関する<u>紛争に係る事件について</u>は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	<u>4. 本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げません。</u> 第 28 条（残存条項） 第 9 条（違約金等）、第 <u>11 条（中途解約）</u> <u>第 2 項</u>、第 <u>15 条（貸与された対象機器の返却等）</u>、第 <u>16 条（権利義務の譲渡等）</u>、第 <u>18 条（機密保持）</u> <u>第 23 条（免責）</u>、第 <u>24 条（損害賠償責任）</u>、第 <u>25 条（カスタマーハラスメントの禁止）</u>、第 <u>26 条（反社会的勢力の排除）</u> <u>第 3 項</u>、<u>第 4 項</u>、<u>第 27 条（契約の解除）</u> <u>第 4 項</u>、<u>本条</u>、<u>第 29 条（準拠法）</u> 及び第 30 条（管轄裁判所）は、本契約の終了後も有効に存続します。 第 29 条（準拠法） 本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈<u>されます</u>。 第 30 条（管轄裁判所） 本契約に関する<u>一切の争訟</u>は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 <u>2025 年 6 月 23 日</u> 改訂